



JASDAQ

2012年4月21日

各 位

会 社 名 マックスバリュ九州株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 英二
(JASDAQ・コード 3171)
問合せ先
役職・氏名 取締役人事総務本部長 恒屋 良彦
電話092-433-1228

取締役に対するストックオプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、2012年4月21日開催の取締役会において、従来の役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する旨の議案を2012年5月11日開催予定の当社第10期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の株価や業績との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、今般、退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプション（新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権）を当社の取締役に対して割り当てるものです。

尚、本総会の承認可決後は、株主総会においてご承認いただいた個数・金額の範囲内で、毎年、会社法第236条、第238条、第240条及び第244条に基づき、当社取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションを当社の取締役に対して割り当てる予定です。

2. 議案の内容

- (1) 当社取締役の報酬等の額のうち、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容に関する議案を付議するものです。
- (2) 当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたします。
 - ①新株予約権の目的たる株式の種類及び数
新株予約権の個数 250個を1年間の上限とする。
目的たる株式 当社普通株式 25,000株を1年間の上限とする。
新株予約権1個あたりの目的たる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

②新株予約権の発行日及び発行価額

各新株予約権の発行日は毎年5月10日とする。ただし、取締役会の新株予約権発行決議において、これと異なる発行日を定めることができる。

各新株予約権は、各期における定時株主総会に隣接する取締役会において、上記①の範囲内で1年以内に発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限数を定め、当該定時株主総会の開催日の属する当社の事業年度における業績評価を勘案して、取締役会決議により、発行日において各取締役に対して割り当てるものとする。

各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、まず当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権（ただし、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当することができる旨の条件付）を各取締役に付与することとし、次にこの報酬請求権と新株予約権の払込債務との相殺によって、各取締役に新株予約権を取得させる。

③新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を調整後の株式数で除した金額とする。

④新株予約権を行使できる期間

各新株予約権の発行日より1箇月経過した日から15年間とする。行使期間の初日及び末日については、取締役会の新株予約権発行決議において暦日により特定する。

⑤その他新株予約権行使の条件

- 1) 新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- 2) 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

⑥新株予約権の消滅事由等

- 1) 新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、又は権利行使期間内であっても上記⑤1) ただし書の退任日から5年間が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- 2) 新株予約権者が、法令又は当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合には、当社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。

⑦新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次の⑧に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

⑧新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という）に限り、新株予約権を承継することができる。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

⑨新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

⑩その他の事項（上記①から⑨におけるその他の事項を含む。）

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

以上